

都市計画法手数料（千葉県使用料及び手数料条例抜粋）

項 目	金 額（単位：円）
開発行為許可申請手数料（法第 29 条）	
1) 自己居住用	
0.1ha 未満	8,600
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	22,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	43,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	86,000
1ha 以上 ~ 3ha 未満	130,000
3ha 以上 ~ 6ha 未満	170,000
6ha 以上 ~ 10ha 未満	220,000
10ha 以上	300,000
2) 自己業務用	
0.1ha 未満	13,000
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	30,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	65,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	120,000
1ha 以上 ~ 3ha 未満	200,000
3ha 以上 ~ 6ha 未満	270,000
6ha 以上 ~ 10ha 未満	340,000
10ha 以上	480,000
3) その他	
0.1ha 未満	86,000
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	130,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	190,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	260,000
1ha 以上 ~ 3ha 未満	390,000
3ha 以上 ~ 6ha 未満	510,000
6ha 以上 ~ 10ha 未満	660,000
10ha 以上	870,000
開発行為変更許可申請手数料（法第 35 条の 2）	摘要の一から摘要の三までに掲げる額の合計額（その額が 87 万円を超えるときは、87 万円）
<p>（摘要）</p> <p>一 開発行為に関する設計の変更（摘要の二に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（摘要の二に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、開発行為許可申請手数料の目に定める額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>二 新たな土地の開発区域への編入に係る第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、開発行為許可申請手数料の目に定める額</p> <p>三 その他の変更については、1 万円</p>	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第 41 条）	46,000
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条）	26,000
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第 43 条）	
0.1ha 未満	6,900
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	18,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	39,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	69,000
1ha 以上	97,000
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第 45 条）	
自己居住用	1,700
自己業務用 1ha 未満	1,700
1ha 以上	2,700
その他	17,000
開発登録簿の写しの交付手数料（法第 47 条）	470

宅地開発事業の基準に関する条例手数料（千葉県使用料及び手数料条例抜粋）

宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）に基づくもの	宅地開発事業設計確認申請手数料	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	自己の居住用のもの	1件につき	2万2千円
			自己の業務用のもの	1件につき	3万円
			その他のもの	1件につき	13万円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	自己の居住用のもの	1件につき	4万3千円
			自己の業務用のもの	1件につき	6万5千円
			その他のもの	1件につき	19万円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	自己の居住用のもの	1件につき	8万6千円
			自己の業務用のもの	1件につき	12万円
			その他のもの	1件につき	26万円
	宅地開発事業設計変更確認申請手数料	開発区域の変更を伴わないもの		1件につき	開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の目に掲げる額に10分の1を乗じて得た額
		新たな土地の開発区域への編入に係るもの		1件につき	新たに編入される開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の目に掲げる額（その面積が0.1ヘクタール未満の場合であつて、自己の居住用のものであるときは8千6百円、自己の業務用のものであるときは1万3千円、その他のものであるときは8万6千円）
		開発区域の面積の縮小に係るもの		1件につき	縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の目に掲げる額に10分の1を乗じて得た額
（摘要）その他のものとは、自己の居住の用又は自己の業務の用に供する目的以外の目的で行う宅地開発事業の設計又は設計の変更の確認の申請をいう。					